

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方自治体には、急激な少子・高齢化に伴う医療・介護など社会保障への対応、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

これらに対応する地方財政について、政府は「骨太の方針2021」において、令和3年度の地方一般財源総額の水準を令和6年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応しうる水準の確保が必要である。

このため、令和6年度の政府予算及び地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障の維持・確保、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応が自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充を図ること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の税源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、より速やかな情報提供とともに、十分な財政措置を行うこと。
- 5 会計年度任用職員制度の運用においては、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、その財源を十分に確保すること。
- 6 デジタル化における自治体業務システムの標準化の推進にあたっては、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保すること。
- 7 森林環境譲与税については、より林業に係る財政需要が見込まれる自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。
- 8 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

岡山県議会

(提出先)
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
衆議院議長
参議院議長